電力・ガス取引監視等委員会

第２２回料金制度専門会合

１．日時：令和４年１０月１９日（水）　１４：０１～１６：１１

２．場所：オンラインにて開催

３．出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、川合委員、東條委員、華表委員、松村委員、村上委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○鍋島ＮＷ事業監視課長　　定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第22回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局、ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者・随行者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

本日、梶川委員は欠席です。川合委員は途中退出の予定です。河野オブザーバーも３時半頃退出と伺いました。

また、本日は、オブザーバーとして一般送配電事業者各社が出席されておりますので、各議題について直接御質問されるということでも差し支えないかと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は、山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長　　承知しました。皆さん、よろしくお願いします。

今日の議題は、議事次第にあるように、４つあるのですが、まず、１つ目のＯＰＥＸの統計査定についての申出、２つ目のＣＡＰＥＸの検証結果については、まとめて説明と議論ということにさせていただこうと思います。

これについては、一般送配電会社様からの補助説明、あるいは申出ということで、資料説明の後で補足説明をお願いしたいと思います。

それでは、まずは、「ＯＰＥＸの統計査定結果に係る各社からの申出内容等について」

ということで、資料３の御説明をお願いいたします。
○鍋島ＮＷ事業監視課長　それでは、資料３に基づきまして、「ＯＰＥＸの統計査定結果に係る各社からの申出内容等について」ということで、事務局から御説明させていただきます。
２ページ目ですが、本日は、大きく分けると３点、御報告・御説明がございまして、１点目は、次世代投資費用の区分変更に伴う統計査定の再計算、２点目は、統計査定結果に対しまして、中部電力パワーグリッド、関西電力送配電から、査定結果を少し調整してほしいという申出がありましたので、その御説明、最後に、東北電力ネットワーク、中国電力ネットワーク、四国電力送配電から、統計査定結果のうちの増査定のようになったところについて、見積費用を変更したいというお話がありましたので、その御報告になります。
３ページ目です。「次世代投資費用の区分変更に伴う統計査定の再計算」ということですが、９月15日の第19回会合におきまして、次世代投資費用について御議論いただきまして、その結果、各社から上がってきた次世代投資計画についての仕分けをさせていただきました。
その結果、すばらしいものではないというか、効率化係数の対象になると整理されたものについて、ＯＰＥＸやＣＡＰＥＸのほうに費用を振り替えるということになっていくのですが、そのようにＯＰＥＸに振り替えられる費用の状況について、ここの表に掲げさせていただいております。
ＯＰＥＸ関係で言いますと、例えば、停電対応や災害対応などは次世代投資には当たらないということなので、ＯＰＥＸのほうに振り替えられていきました。
そういうことを踏まえて、４ページ目ですが、参照期間の数値を見直したり、見積費用も修正して、改めて計算したものがこちらの表になります。
結果として、大きなところは変わらず、北海道、東北、東京、中国、四国の５エリアの一般送配電事業者が増査定といいますか、見積費用は査定額より少なかったという結果になりました。
これに対しまして、中部、北陸、関西、九州、沖縄の各エリアの一般送配電事業者においては、査定額よりも見積費用が多いということで、減額査定という結論に、統計査定の段階では一旦なりました。
これを踏まえて、数値の修正の申出がございます。
６ページ目ですが、本日の会合で御議論いただきたい事項です。

レベニーキャップ制度上、ＯＰＥＸの額は、先ほどのような統計的査定方法によって算出された額を基本とするとされておりますが、規制期間における見積値が、統計的査定方法により算出された額を上回る場合について、要するに、減額査定を受けてしまったような場合について、一般送配電事業者から申出があった場合に限り、その費用の合理性を確認して、よいと認められたら収入の見通しに加えるということになっております。

第20回会合で報告したＯＰＥＸの統計査定の結果、中部電力パワーグリッド及び関西電力送配電から、後ほど御説明するような申出がありましたので、それについて御議論いただきたいと思っております。

それから、東北、中国、四国の各エリアの一般送配電事業者から、増査定といいますか、見積費用は統計査定の範囲内に収まっていたのですが、その費用を増額したいという話があって、妥当性を確認いただきたいということです。

中部電力パワーグリッド及び関西電力送配電からどのような申出があったかということですが、まず、中部電力パワーグリッドからは、システム保守・運用に関しまして、新規システムの構築、既存システムの刷新・拡充、クラウド化推進等々をするということで、ＣＡＰＥＸが減少する一方で、ＯＰＥＸは増えましたと。委託費が５年間で約220億円増えているということで、減額査定が63.4億円だったので、クラウド化に伴うＯＰＥＸの増加分を勘案し、見積費用を満額認めてほしいと。要するに、63.4億円の減額査定をゼロにしてほしいという申出がありました。

関西電力送配電からは、通信サービス利用料につきまして、設備投資の抑制及び保守要員効率化を目的として、2019年４月に子会社へ通信設備を移管しまして、会計整理科目が変更になったので、減価償却費や賃借料が減少していますと。一方で、ＯＰＥＸに含まれる諸費・委託費が増加したということであります。減額査定が５年間で317.6億円となっていますが、子会社への通信設備の移管影響額の397億円を統計査定で勘案してほしいと。ですから、差引き80億円の増査定にしてほしいという申出があったということであります。

後ほど、中部電力パワーグリッド、関西電力送配電から御説明いただきたいと思っておりますが、簡単に、事務局の認識も含めて御説明しますと、８ページですが、中部電力パワーグリッドに関しますＯＰＥＸの統計査定の結果、先ほど申し上げました、５年間で63.4億円の減額査定ということなので、年間平均13億円ほど減額されている。

左下の図は年間の額で描かれておりますが、中部電力パワーグリッドは、人件費等々で110億円、コストを削減したけれども、システム保守が48億円増えてしまったので、13億

円の減額査定になってしまったということであります。

システム保守・運用費用が48億円増えたのはなぜかという説明が９ページにありまして、これは２つ要因があり、新規システムを作りました、加えて、クラウド化を進めましたということであります。

９ページ目は、新規システムはこんな感じで作りましたといったことの御説明があります。

10ページ目ですが、ここが、ＯＰＥＸを調整していただけないかというお話のあった点でありまして、クラウド利用を進めておりますということで、サーバを自分で持たなくなったので、ＣＡＰＥＸは減り、代わりに外部利用の、ということですが、グループ会社ということであるのですけれども、外部利用をするということで、委託費を出すので、ＯＰＥＸが増えますということであります。そういうことで、統計の費目がちょっと変わるということであります。

11ページは、そもそものシステム保守・運用は一体どういうものかといった話であります。これはクラウド以外の話をされているというものです。これはクラウドも一部含まれますが、一般論を御説明しております。

12ページからは、関西電力送配電の資料になります。

これも後ほど関西電力送配電から御説明いただければと思いますが、2019年４月に、自社で保有していた通信設備なのですけれども、厳密に言いますと、電気設備の情報を伝送する光伝送装置等を移管すると。従来は、いろいろな変電所などに通信設備が付いていて、光ファイバーから送られてくる情報を変換するような装置を持っていたのですが、それをケイ・オプティコム（現オプテージ）に移管すると。光ファイバープラス通信装置をまとめて通信サービスとして、ケイ・オプティコムのほうで保守をしていただいたり、修繕していただいたり、要は、通信サービス全般をお願いすることにするという組織再編を実施したと。

こういうことで、従来は、変電所などに付いていた機器も持っていたので、減価償却費が掛かり、そして、機器の間をつないでいた光ファイバーケーブルは賃借料として計上していたのですが、これを一体的な通信サービスと捉えて、通信サービス利用料として払うということで、機器のメンテナンス、光ファイバー利用料をまとめて、諸費あるいは委託費として計上すると。

従来、光ファイバーの賃料などは、ＯＰＥＸの外として、その他費用ないしは制御不能

費用として計上していたので、委託費・諸費として計上されるとＯＰＥＸが膨らむということで、補正を行うことが適切ではないかというお話を頂いております。

13ページは、専門会合の中間とりまとめですが、ここに記載がありまして、委託費や諸費のうち、事業者によって計上している費目が異なる費用については、ＯＰＥＸの対象から除外した上で、ＣＡＰＥＸや修繕費等の分類において、別途査定を行うと書かれています。

今、関西電力送配電から頂いているお話は、ＣＡＰＥＸや修繕費の分類にしてほしいという趣旨ではなくて、ＯＰＥＸの補正を行うべきではないかというお話だと理解しております。

14ページは、通信設備の移管ですが、先ほども申し上げたとおり、移管されるのは、左の図のオレンジの通信機器というところでして、これは、昔は関西電力が持っていたのですけれども、再編後はオプテージが持つということで、もともとオプテージが持っていた光ファイバーを借りていて、その借りる費用はＯＰＥＸ外という扱いで賃借料なのですが、借りた後は、まとめて委託費・諸費でオプテージにお支払いするということで再編するということでありました。

ただ、ここの通信機器として今お持ちのもの全てを、規制期間の最初からオプテージにお渡しするとか、既に移管したということではなくて、順次更新するということもお伺いしております。

15ページは、会社によって、いろいろな形態があるというお話です。

16ページは、後ほど関西電力送配電から詳しく御説明があるかもしれませんが、このようになっていて、ここに書いている費用は、オプテージへの通信設備の移管に関する費用ということで、それについてのグラフになります。

実績の左側のところのオレンジの85億円の中には、機器の償却費もあれば、借りていたケーブル代の賃借料もありましたと。2023年以降は、一部機器はまだ自分たちで持っているので、オプテージにケーブル代としてお支払いするものがあるので、この22億円と。

加えて、青の部分が増えているのは、例えば、従来、関西電力で働いていらっしゃった人たちが、オプテージに移管したので、今後は機器のメンテをしてくれるということなので、そういうメンテサービスなどに払うお金もあるので、それが含まれているとか、機器をお譲りしたので、その減価償却費が入っているとか、いろいろな理由でオプテージから請求があるので、その費用が青の部分に入ってくるということだそうです。

ただ、先ほど申し上げたとおり、これは移管に伴う費用なので、このグラフの外に、移管されていない機器の償却費や修繕費などがまた別途発生しているということだと聞いております。

ケーブルは、こういう電力会社の場合は、専用線などで引くという話があることが普通だと聞いておりまして、例えば、オプテージがネット上で広告を出しているのを見ると、長いものだと、１メガバイトで１か所当たり１年220万円ぐらいかかるということですし、関電は1,500か所ぐらい変電所があるということなので、単純に換算すると、30億円とか、通信費が掛かるということのようであります。

17ページは、後ほど関西電力送配電からお話があるかと思います。

18ページですが、事務局としましては、まだいろいろ調べないといけない点があるのではないかと思っておりまして、もちろん、中部電力パワーグリッドの申出につきましても、何か特殊な費用増加要因がありましたら、審査要領等を踏まえて、収入の見通しに含めるということはあると思うのですけれども、特にクラウド化のようなものについて、中部電力パワーグリッドだけで、こういう特殊投資が行われているのかどうか、まだよく分からないところがありますので、他社でクラウドの投資がどのようになっているのかなども調べた上で、あるいは、中部電力パワーグリッドの参照期間における効率性スコアなども勘案した上で、追加算入の判断をするということにしてはどうかと考えております。

関西電力送配電につきましては、事務局におきましても、子会社に通信設備を移管されたので、その期間、関西電力送配電において、制御不能費用が減少するということは確認いたしました。

ただ、先ほど申し上げましたが、通信設備の子会社への移管後も、関西電力送配電が通信設備の一部を自社所有されているということでありまして、こういうものも調べないといけないのではないかと思っております。

こうしたことも考えた上で、他社の同種の設備に係る通信費用よりも安くなっているとか、ＣＡＰＥＸが減っているとか、その他費用が減っているとか、いろいろ考えられると思うのですが、こういう比較をした上で、お申出の内容を検証することとしてはどうかと考えております。

まだ情報が全部収集できておりませんで、こういう形での御相談になってしまいまして恐縮ですが、事務局の案でございます。

20ページ以降は、東北電力ネットワーク、中国電力ネットワーク、四国電力送配電から

のお話でして、21ページですが、東北電力ネットワークは増査定額が５年間で20.2億円、中国電力は71.1億円、四国電力は0.9億円でございましたけれども、東北電力ネットワークからお話があり、いろいろな研究費に18.9億円を５年間で配分したいと。中国電力ネットワークは半分ぐらいの34.5億円を配分したいと。四国電力送配電は0.9億円をＤＸの人材育成に充てたいというお話を頂きました。それぞれ、例えばダイナミックレーティングやドローン、ＤＸ人材など、増配分したい内容を後ろのほうに資料として付けております。増査定額の範囲内であることは、事務局においても確認しております。

事務局から、資料３については以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、先ほど事務局から説明があったのですが、中部電力の山本様から御説明願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本オブザーバー　　中部電力パワーグリッドの山本でございます。聞こえますでしょうか。

○山内座長　　聞こえております。

○山本オブザーバー　　それでは、説明をさせていただきます。

先ほど鍋島課長から説明いただきましたので、重なる部分も多いですが、御容赦いただきたいと思います。

まず、今映していただいている資料（８スライド）の下の左側の図を御覧ください。この図の真ん中のところに濃い青色と茶色のところがありますが、当社においては、規制期間における見積値が、統計査定により算出された額を５年合計で63億円、年度平均では13億円上回っていると。先ほどの説明のとおりです。

今回の統計査定では、当社は効率性スコアが10位ということで、非常に厳しい結果となっていますが、当社としましては、お客様の負担を少しでも軽減すべく、一生懸命効率化に取り組んでまいります。

今回の事業計画では、約20年前に開発して、継ぎはぎしながら使っているシステムなどを刷新するなどして、より効率的に仕事ができるように考えて、これを反映しております。

目を左側に転じていただいて、赤い部分を御覧いただくと、当社では、システムの力も借りながら、業務効率化や要員削減、スリム化を進めて、人件費を中心に、参照期間である過去の実績から、赤いところに書いてある数字ですが、年平均で110億円ほどコストを下げて、茶色のほうの推計査定の水準まで費用を低減させていきます。

一方で、その右側の青い部分を見ていただきますと、人件費の削減のために、当社では、主にシステムに係る保守・運用の費用の増加などで、48億円ほど費用が、過去に比べて増加しています。

次のページをお願いいたします。

ここでは、システムの保守・運用費用の増加理由を説明させていただいておりますが、様々な要因があるところ、基本的には、左下の青枠のところですけれども、新システムの構築及び既存システムの刷新・機能追加などによって、システムの規模の増加が大きな要因と考えています。

次のスライドをお願いいたします。

詳細な説明は割愛させていただきますが、ここでは、外部クラウド化の影響で、整理区分の参照期間である過去の実績はＣＡＰＥＸであったものが、規制期間ではＯＰＥＸに変更になっているということを記載させていただいております。

当社といたしましては、統計査定の結果を真摯に受け止めて、今後、更なる効率化に努めてまいりますが、システムを除けば、従来ＯＰＥＸに整理されているものは統計査定値外であること、今回の増分、約12億円は、従来だとＣＡＰＥＸ側の費用が、クラウド化することによってＯＰＥＸに振り替わっていること、また、今後、更なる効率化の深掘りのためにも、システム化は必要であることから、過去実績を上回るシステム関連費用の増分については、第１規制期間の見積費用に算入させていただきたく、御理解くださいますようお願いいたします。

私からの説明は以上になります。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、続いて、関西電力送配電・寺町様より御説明願いたいと思います。

○寺町オブザーバー　　ありがとうございます。寺町でございます。聞こえますでしょうか。

○山内座長　　聞こえております。

○寺町オブザーバー　　では、12スライドを御覧いただきたいと思います。これは、本日説明させていただく骨子でございます。

先ほど鍋島課長からお話がありましたが、関西電力は効率的な通信設備の維持・運営を目的として、2019年４月に設備移管を実施いたしました。

この設備移管による会計整理変更に伴いまして、2019年度から、通信サービス利用料と

いった諸費あるいは委託費が新たに発生しまして、それらは査定区分上としてはＯＰＥＸに計上されます。

ただし、それらに含まれます減価償却費あるいは賃借料相当額は、他社様におかれましては制御不能費用に計上されておりますので、その分、弊社のＯＰＥＸ費用は見かけ上、他社様より大きくなっております。よって、査定も大きくなっていることから、所要の補正を行っていただくことが適切ではないかと考えてございます。

13ページは飛ばしまして、14ページを御覧ください。

こちらは、設備移管の目的と背景を整理したものでありますが、下の図の一番下、契約形態というところを御覧いただきますと、今回の移管によりまして、再編前は、自社通信設備あるいは光ファイバーをオプテージから借りる形で、関西電力固有の通信網を構築して保守・運用していたものが、再編後は、オプテージが一元的に通信網の保守・運用を行いまして、関西電力の通信サービスを提供するといった契約形態に変更となりました。

15ページを御覧ください。

これについては、どうしてこのような通信サービスの提供ができたのかという背景を整理したものですが、詳細は割愛させていただきます。

16ページを御覧ください。

先ほども御説明いただきましたが、左の図では、移管前後の通信設備関連費用を比較するために、ブルーでお示しいたしましたＯＰＥＸの諸費・委託費に計上されている減価償却費あるいは賃借料相当の設備関連費用と、オレンジでお示ししました制御不能費用、すなわち、移管対象外のオプテージの光ファイバーに係る減価償却費・賃借料を合算した通信設備関連費用の総額を集計してございます。

なお、参照期間におけるブルーの諸費・委託費の64億円につきましては、設備移管後の2019年から2021年の３か年の実績を５か年平均にならしたものとなってございます。

御覧いただきますとおり、設備移管に伴いまして、諸費・委託費は増加いたします一方で、減価償却費・賃借料は減少する見通しでございまして、通信設備関連費用総額といたしましては、参照期間の年平均148億円から、規制期間は133億円と、年平均15億円の減少となる見通しであります。

その内訳は、設備移管による統合効果で１億円のマイナス、それから、システム更新等に伴う通信サービス契約の切替えで、14億円のマイナスを見込んでございます。

以上のとおり、通信関連費用全体では減少しておりまして、減価償却費・賃借料の減少

については、制御不能費用査定区分において、減額される形で反映して見積費用を算出してございますので、諸費・委託料としてＯＰＥＸに計上されて、過大に査定された形になっている移管影響額の追加算入をお願いするものでございます。

17ページを御覧ください。

通信設備移管影響額として追加算入をお願いしたい金額の算定方法について御説明いたします。

追加算入額は、御覧いただきますように、①の規制期間の当該諸費・委託費から、②の過去実績の統計査定額織り込み相当を引き算することで算定されるものと考えております。

①の規制期間における諸費・委託費については、年平均111億円を見込んでおりますが、これが減価償却費・賃借料に相当する費用で、弊社のみがＯＰＥＸに計上されている費用であります。

②につきましては、参照期間の実績に含まれる金額64億円は、左下の図のとおり、2019年度から2021年度の３か年平均106億円に５分の３を乗じて、５か年平均に補正した実績値でございますが、これは、統計査定水準の算定において、その50％が自社実績として加味されておりますことから、当該実績値の50％は追加算入額から控除する必要があると考えておりまして、結局、②は32億円が妥当だと考えてございます。

以上によりまして、111億円から32億円を引いた年平均79億円を、統計査定により算出された額に追加算入をお願いする次第でございます。

最後に、繰り返しでございますが、効率的な通信設備の維持・運営を目的に設備移管を行ったことで、会計整理科目が変更となりまして、見かけ上、ＯＰＥＸが費用増加となっておりますけれども、移管前後で比較して、通信関連費用としては効率化を実現しておりまして、その効果を制御不能費用における減価償却費あるいは賃借料に反映してございますことから、ＯＰＥＸ区分での統計査定後の追加に何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長　　ありがとうございました。

中部電力パワーグリッドと関西電力送配電からでしたが、続いて、東北電力ネットワークの目黒様より、御説明をお願いしたいと思います。

○目黒オブザーバー　　東北電力ネットワークの目黒でございます。聞こえますでしょうか。

○山内座長　　聞こえております。

○目黒オブザーバー　　それでは、私から、ＯＰＥＸ見積費用の概要について御説明申し上げます。22ページになります。

当社では、ダイナミックレーティング及び配電工事の高度化・ロボット化に係る研究費について計上しました。

これらの研究案件は、レベニーキャップ提出時点では見積りが不確実であり、計上できなかったものです。

表にあるとおり、ダイナミックレーティングで８億円、配電ロボット化で10億円余りを追加で提出するものです。

今回計上した理由を表の右側に記載してございます。

ダイナミックレーティングの研究では、既に一部費用を計上していますが、実証に必要な各種システムや回線等の見積りが具体化したため、計上するものでございます。

配電工事の高度化・ロボット化に係る研究では、社外の研究者との協議・調整を重ねて、プロジェクトが具体化できたため、計上するものでございます。

23ページは、ダイナミックレーティングに係る研究についてです。

詳細説明は省略いたしますが、今回計上した費用の内訳は右下の表に記載してございます。

次、24ページですが、こちらは配電工事の高度化・ロボット化に係る研究です。

こちらも詳細説明は省力いたしますが、このプロジェクトでは、電柱工事ロボットは2027年度まで、高所作業ロボットは2030年度までの導入を目指しておりまして、経年の費用展開は右下の表のとおりとなってございます。

東北からの説明は以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、引き続き、中国電力ネットワークの内藤様から、御説明をお願いしたいと思います。

○内藤オブザーバー　　中国電力ネットワークの内藤です。聞こえておりますでしょうか。

○山内座長　　聞こえております。

○内藤オブザーバー　　それでは、25ページについて御説明を差し上げます。

今回のＯＰＥＸの統計査定結果につきましては、近年、目覚ましいスピードで技術革新が進んでおりますＤＸ技術の実用化等に係る研究費を始めとした費用に計上し、収入の見

通しへ反映させていただきたいと考えております。

具体的には、先ほど東北電力ネットワークさんからも説明がありましたように、再生可能エネルギーの導入に向けた送電容量の拡大に資するダイナミックレーティングの取組で、光ファイバーに無線信号技術を用いて取得した振動データから電線の温度を推定し、それに基づき、送電線に流せる容量を拡大するものでございます。

また、送電線巡視等の作業の効率化につながるドローンの活用等につきましても検討されまして、７月以降に得られた最新の知見を踏まえた、より精度及びレベルの高い研究等を実施してまいりたいと考えております。

なお、これら施策を進めることにより、実際に費用が削減できた場合には、翌規制期間において、系統利用者の皆様へ還元させていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、最後に、四国電力送配電の佐相様より、御説明をお願いいたします。

○佐相オブザーバー　　四国電力送配電・佐相でございます。聞こえますでしょうか。

○山内座長　　聞こえております。

○佐相オブザーバー　　説明の機会を頂き、ありがとうございます。

では、当社のＯＰＥＸの増査定分の取扱いについて御説明いたします。

７月に提出いたしました事業計画に記載しておりますとおり、当社では、ＡＩやＩｏＴ等のデジタル技術の活用による業務の革新を取組方針として掲げておりまして、ＤＸ推進を通じて、業務の高度化・効率化を進めることといたしております。

７月に提出いたしました見積額においても、ＤＸの推進による業務の高度化・省力化を着実に進めていくための下支えとして、デジタル人材の育成やＩＴリテラシーの更なる向上に資する社員教育費用を計上しておりましたが、当社においては、これらに取り組める人材が不足している状況にあることから、社員教育の一層の充実を図るために、増査定分を活用したいと考えております。

当社では今年度より、社内においてＤＸ推進の旗振り役となる専任チームを設置し、取組の強化・加速化を図っているところでありまして、その中で、ＡＩ等の更なるデジタル技術の導入と並行して、それらを有効活用していくためのプログラミングやデータサイエンスに関する能力の育成など、人材投資を進めていく必要性を感じております。

具体的には、ＤＸの実践のための社内研修や、従業員を対象としたeラーニングの充実

化など、従業員に改めて学びの機会を提供し、リスキリングに取り組むことで、ＤＸの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございました。

冒頭でも言いましたが、時間の関係もありますので、議題の２も続けて御説明いただいて、その後に質疑ということにさせていただこうと思います。

それでは、資料４についてお願いいたします。

○鍋島ＮＷ事業監視課長　資料４について御説明いたします。

先ほどの資料３の関係ですが、今、５社から御説明いただいたところですが、北海道電力ネットワークと東京電力パワーグリッドについては、それぞれ５年間で195億円、32億円といった増査定分があったのですけれども、お客様に還元されるといいますか、今回お申出を頂いていないことを御報告いたします。その上で、資料４に移らせていただきます。

資料４は、ＣＡＰＥＸの関係ですが、無電柱化についてです。

ローカル系統及び配電系統の主要設備の単価については、統計査定を回しまして、内容について御了承いただいておりますが、無電柱化対応に係る投資単価につきましては、指針や審査要領において、こういう統計査定はするということを基本としつつ、規制期間における整備距離等の増減または整備手法の多様化による投資単価の変動を踏まえ、別途、各一送からの合理的な説明がなされた場合に限り、当該費用を収入の見通しに算入することを認めることとしているとしております。

また、第16回の会合におきましても、単独地中化方式の単価について、どうするかということを今後検討するとしておりますので、この点についても御相談させていただきます。

３ページ目ですが、本日は、まず、報告事項として、ちょっと細かいのですけれども、次世代投資の関係で、北海道電力ネットワークが電線地中化を次世代投資として提出していました。これはＣＡＰＥＸとして整理することが適当ということになりましたので、これを踏まえた再査定結果を御報告いたします。

２つ目、共同溝の関係で、東電ＰＧから個別説明の希望がありましたので、その御報告。それから、無電柱化のうちの単独地中化について御説明いたします。

５ページは、審査要領の記載ですが、先ほど申し上げたとおり、配電関係で統計査定に回したもののうち、無電柱化だけ、こういう記載があるのですけれども、合理的な説明がなされた場合に、収入の見通しに算入するとなっております。

６ページ、７ページは省略させていただきまして、８ページ目以降です。

北海道電力ネットワークの取扱いによりまして、数値の変動・修正が若干ありますが、９ページ目で、結論として、中央値やトップランナー補正には影響がありませんでした。ここに掲げられているような額になります。

後ほど御説明する東京電力パワーグリッドについては、真ん中ぐらいの（Ｅ）列にあるのが統計査定結果でして、これは物品費で7,940万円、次のページで、工事費は、中央値は北陸電力送配電ということで、この辺は変わらなかったのですが、数値は変わっています。

東京電力パワーグリッドについては、（Ｅ）の列で、6,740万円が工事費の統計査定結果でした。

11ページ以降は、無電柱化・共同溝の東電ＰＧの個別説明の申出の関係です。

12ページですが、ここの下に表がありますが、東京電力の統計査定結果の推計単価が先ほど申し上げた数字で、億円単位になっておりますけれども、0.79億円、7,900万円が物品費、工事費が0.67億円で、合計１億4,700万円がキロメートル当たりの東電ＰＧの査定結果でした。

これに対して、東京電力パワーグリッドの共同溝単価は1.85億円/㎞で出されていますので、結果として、１キロメートル当たり0.37億円、3,700万円で、307億円を５年間で減額査定されたということであります。

ただ、東京電力ＰＧによれば、同社は、都市の狭隘地区及び島嶼地区で無電柱化事業を行うということで、割高になるというお話がありました。これは東京都の施策に関係するということで、東京電力パワーグリッドのみ実施する必要があるのではないかということでありました。

次のページからですが、まず、電線共同溝単価ですけれども、東電パワーグリッドでは、ベース単価としては、いろいろ効率化に取り組まれているということで、2019年度以降、工事費単価は下がってきていまして、2021年度は1.59億円まで下がってきています。

コストダウンの方法として、既存ストック活用方式ということで、ＮＴＴとまとめて工事をするとか、仮復旧材ということで、穴を掘ったり埋めたりするときに、ＥＰＳという、プラスチックや発泡スチロールみたいなものを使って、埋め戻しを簡単にする。それから、安価な管路材ということで、通信と共用で作ったコミュニティー・コミュニケーション・コンパクト・ビニール・パイプ管（ＣＣＶＰ管）を、ＥＣＶＰという電力専用のビニー

ル・パイプ管に変えるようなこともしていますということで、単価が下がってきているとのことです。

14ページは、既存ストック活用方式の話ですが、省略します。

15ページですが、狭隘路線整備ということであります。

東京都で、東京都チャレンジ支援事業ということで、各区などに、狭隘地の路線なども無電柱化するようにということで、補助事業を作っているということです。こういうところで無電柱化をするときは、どうしても工事費用が上がるということだそうです。

16ページは、無電柱化チャレンジ支援制度ですが、これは東京都の制度で、各区にこういう補助金をあげるので、狭隘路線も無電柱化しましょうということで事業を行っているのですが、ただ、一般送配電事業者にお金をくれるわけではない。ただ、各区はこういう費用を受け取るので、商店街なども無電柱化に取り組んで、関係事業者である東京電力もそれに従って無電柱化をやることになるということであります。

17ページは、巣鴨地蔵通りで行った例ですが、地上機器を置く場所がちょっと遠いので、ケーブルの取付けが複雑になって、結果として、コストが大幅に上がることが分かったということです。

18ページは、伊豆大島でやられた例ということですが、輸送費などが掛かるということで、これもコストアップになっているということだそうです。

20ページですが、そういうことで、事務局でもいろいろ検証しましたけれども、まず、東京電力パワーグリッドからお話のあったベース単価といいますか、普通の無電柱化の工事につきましては、東京電力パワーグリッドからの提出値は1.69億円/kmでありました。

ただ、２つ目のポツですが、これについては、コストダウンがもっとできるのではないか。少なくとも2021度年まではコストダウンが図られていますし、今後、既存ストック拡大などで、更に安くなるのではないかということで、ここの表に書いていますけれども、1.555億円/kmあたりが妥当なのではないかと事務局で思うところです。

21ページは、先ほど御説明した狭隘地・巣鴨のような事例や伊豆大島のような事例でコストが上がるのは、それはそうかなというか、そういうことも確認しましたので、ベース値をちょっと調整した上で、巣鴨、伊豆大島の実績ベースを出して、1.71億円/kmまでを統計査定の数字として妥当と認めてはどうかと考えております。

この結果、22ページですが、提出値は、単価としては1.85億円ということですが、この査定案では、1.71億円まで認めるという案にしていますので、単価のカット分が３分の１

ぐらいになりまして、結果として、５年間での減額査定は、306億円から104億円に減るという案になっております。

続きまして、23ページ以下は、無電柱化・単独地中化の関係です。

24ページですが、単独地中化につきましては、単価で見ますと、各社から提出されている数字は非常に様々です。（Ｂ）のところが単価ですが、高いところから低いところまでございます。

共同溝の単価との比較をしますと、一番右の（Ｅ）の列ですが、同じような状況で、東北・東京の１倍程度だとされている会社もあれば、3.2倍、3.3倍と考えられている会社もあります。

25ページですが、こちらは工事費です。先ほどのものは物品費です。

工事費もいろいろなばらつきがございます。３倍と答えられている会社が多いところであります。

26ページですが、どうやって単価を見積もったのかということでヒアリングをさせていただきますと、東北・東京以外の８社は、共同溝方式の負担割合から逆算して3.2倍を掛けている。通信会社やガス会社と一緒に造らないので、だから３倍だという見積りであったのですが、東北・東京については、実施予定の対象線路の状況を踏まえて見積もって、その数字にしたという話でありました。

なぜ東北・東京は１倍になるかということですが、26ページの表にありますが、例えば東北ですと、本来であれば、共同溝に比べて単独地中化は高額なのだけれども、対象路線は供給信頼度の低い路線、例えば森の近くなどで、森が倒れてくると電柱もろともに倒れてしまうみたいなところを想定していて、市街地外での工事になるということで、同等の単価にしました、みたいな話がありまして、こういうことを考えると、東北・東京以外の８社についての共同溝と同等の単価にすべきではないかと考えております。

そうやって計算しますと30ページの図になりまして、東北・東京以外は、各社それぞれ減額査定が出てきております。

31ページ、工事費についても同様です。

32ページですが、無電柱化・単独地中化につきまして、東北・東京の単価を参考に、共同溝と同等の倍率を適用するということで検証を行いましたが、ただ、２つ目のポツで、今後の政策対応や地元調整、整備手法等々、いろいろなことによって単価が変わり、見積費用と実績費用に乖離が生じることは十分あり得ると思っておりまして、この乖離状況及

び要因を検証しつつ、必要に応じて事後調整を行うということで、これは事後調整対象費用と考えておりますので、そのようにしたいと思いますが、いかがでしょうかということでございます。

○山内座長　ありがとうございました。これは、議題２のＣＡＰＥＸの無電柱化であります。

議題１と２を御説明いただきまして、議題１は、ＯＰＥＸで、事業者から申出があった点についてどうするかということと、議題２は、今ありましたように、そもそも無電柱化の単位をどのように取るかということと、東京電力については、特殊なケースとしてお申出があったということであります。

それでは、これについての議論はどうしますかね。まずは、議題１から行きますかね。

議題Ｉについて何かありましたら、手挙げ機能でお願いしたいと思いますが、御発言の御希望いらっしゃいますか。

議題１は、特に最初の部分については、事務局から、皆さんの御意見を聞いてからということでお願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。中部電力と関西電力の件ですね。具体的に言うと、中部電力のお申出は、プラマイゼロのところまで戻したいというお話で――あ、河野オブザーバー、お願いいたします。

○河野オブザーバー　委員の先生方の御発言がなければ、発言させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○山内座長　どうぞ。

○河野オブザーバー　ありがとうございます。オブザーバーの河野です。

御説明ありがとうございました。それから、両事業者の方からも御説明いただいて、状況は理解できました。

消費者とすると、新しいレベニューキャップで新しいルールを適用していくプロセスで、どの費目で処理するかというのは見解が分かれますし、今回のお申出は、そういったところを実態に合った形で整理していただきたいということだと思って伺っていました。

中部電力パワーグリッド様のクラウド化、関西電力送配電様の外部委託、どちらも目的は、事業の効率化とか、要員のスリム化といいましょうか、これまでの事業実態をより変化させていくための手段として、事業執行上の判断で、それぞれの施策をお取りになったと思って伺っていたのですが、その結果として、会計処理上の費目が変わり、減額査定となった査定額に御不満があるということなのですが、施策の効果におけるトレードオフと

して、消費者から見ると、最終的に、どこでその費用を計上するかにもよると思いますけれども、何となく費用が増えているというところはどういうことなのだろうという受け止めをしました。

目的は、業務の効率化や要員のスリム化なのですが、結果として費用増となることを考えますと、目標は美しいですし、国家として、その経営判断は適切であるとは思いますけれども、先ほど事務局の方が御提案されたように、もう少し精査をされて、本当に適切なのかというところは見ていただきたいと思いました。

最終的には、効率化と適切な投資というところに行き着けばいいわけですので、トータルで、費用の中から、企業努力として、このあたりの変動を飲み込んでいくというか、様々なところで上手に配分して、最終的には総費用を減らしていくというところに目標を定めていただいてもいいのではないかなという受け止めをいたしました。

事務局の方の御提案に賛同いたします。

以上です。

○山内座長　ありがとうございました。もう少し精査してみろというぐらいのことでしょうかね。

松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員　松村です。聞こえますか。

○山内座長　聞こえております。

○松村委員　まず、事務局の提案、前半のパートについては、もう少し精査しないと結論が出せないというのは全くもっともだと思いました。事務局の御提案どおりでよいと思います。

問題と関係ないかもしれない、一般論を話させていただきたい。この手の査定をするときに、一般論として、Ａという費目とＢという費目があって、経営改革によって、今までＡに分類されていたものをＢに移し替え、その結果として全体としてのコストは下がった。ＡプラスＢのコストは下がったのだけれども、Ａのほうは減って、Ｂのほうは増えることがある。Ｂの費目のほうで増えた結果として、非効率的だと判断されて、大幅に減額査定されてしまうことがあるのは不公平というのは、一般論としては正しいと思います。

でも、Ｂのほうでは、それで低く評価されることが仮にあったとしても、逆にＡのほうは、ほかの会社ではＡの費目に入っているものが抜けているわけですから、本来、そのように評価されるべきではないのに、非常に効率的だと評価される。Ａのほうで高く評価さ

れて、Ｂのほうで低く評価されて、結果的に全体としてコストが下がったのであれば、トータルとしてはコストが下がったことが評価される査定になるのが、本来は望ましい姿。つまり、費目の差が仮に多少あったとしても、したがって、それぞれの費目ごとでの評価は分かれるとしても、Ｂで査定されて削られてしまった部分は、逆にＡのほうで上乗せできるといったこととでキャンセルして、実際には他社に比べて高く評価される制度が本来は望ましいと思います。

今回の制度で、そのような効果は一部あると思っていますが、激変緩和その他の配慮をいろいろ入れた結果として、これが完全に実現していないから、Ｂのほうで低くされた部分が、Ａのほうで高く評価される効果が無いか弱くて、結果的に取り戻せない状況になっているから、今回のような不満が出てきていると思います。

今後、ルールを詰めていくときには、そういうことがあり得ることも頭に入れながら考えていかなければいけないと思います。一方で、今回の件で、２社はとても不満に思っているのは十分分かるのですが、そのような原理が貫徹しなくなったのは、いろいろなある種の経過措置というか、激変緩和を考えているからという面もあると思います。そういう面は、ネットワーク事業者とも十分相談しながら、一定の時間を掛けて作ってきたルール、相談しながら設計してきたルールなので、この期に及んで、そのルールが形成されるときにその問題を指摘しなかったのに、そのルールが決まった後でそれが問題と言われても、という点は、こちらにも少し不満があります。

次に、今回の中部電力と関西電力の件は、私は明らかに望ましい改革だと思う。少なくとも出ている資料だけを見れば、望ましい改革と見える。でも、本当にそうかどうか精査しなくてはいけないということだと思うのですが、一般論として、改革をした結果として不利になるルールにしてはいけないというのは事実だと思いますので、この点は重く考えなければいけない。御指摘のとおりだと思います。

次に、繰り返しになりますが、これを言い出すタイミングという点も十分考えていただきたい。今回のように、こういう特殊な事情がある。費目の移動があり得るので、その点についてはあらかじめ十分考えるべきだということを、実際の査定が出る前の段階、あるいはその予備的な統計査定などを、ネットワーク事業者の方とも相談しながらやってきたと思うのですが、その前の段階で、ルールを作る段階で言われていたとして、過去のデータにも遡って、今回と全く同じことは、過去はなかったと思いますが、同じようなことは原理的にはあり得るので、そういうことも全部精査した上で、過去のデータを見直して、

改革が不利にならないようにするべしと、そのタイミングで言われていたのだとすると、これは相当に考慮する必要がある。あるいは、予備的なものの後だったとしても、今回の本格的な査定をするという前の段階で、こういう注意事項があるということは十分言われていて、この点はこう補正して回すべきだということがあらかじめ言われていたということであれば、それももちろん十分に考慮すべきだと思います。でもルールが既に決まり、統計査定も行われたこのタイミングで出てきているのは、実際に大きく査定されたから、何が原因なのだろうと見た結果出てきたのだと思うので、だから仕方がないという面はあると思うのですが、一方で、こういうことをむやみに認めると、本来、その定義がそろっていないことによって、実態以上に高く評価された全く別の部分、問題についてはほっかむりして、低く評価されたところは不満が出てきて、それを微修正していく、というやり方は本当にいいのかということも含めて、この問題は考えなければいけないと思います。

全くの正論が両社から言われているのだと思いますが、出てくるタイミングという点も頭に少し入れながら、しかし、大切な問題なのではなからはねてはいけないと思うのですけれども、いいとこ取りをしていないかということ、これをむやみに認めると、本当にいいとこ取りをすることが横行しかねないということ、過去のデータまでそろえてやれば、本当は統計査定全体に大きく影響を与えるということなのかもしれないものを、微修正でやってもいいのかといった様々な点も含めて、事務局で慎重に検討していただければと思いました。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。最初におっしゃったように、結論的には、もうちょっと精査をしてほしいということと、その際に、今、後半でおっしゃったタイミングの問題とか、いいとこ取りの問題とかをちゃんと考慮した上で、精査しろという御指摘だと理解してよろしいですかね。

○松村委員　　そのとおりです。ありがとうございました。

○山内座長　　ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。

川合委員、どうぞ。

○川合委員　　ありがとうございます。私は関西電力について気になっております。今回の対象となる通信会社は、基本的には関西電力系の子会社だと理解しています。今までは自社の中で自力でやっていたところ、その業務を関係会社に出したということと理解をし

ます。そうすると、そこでどのような利益移転等が行われるのか、通信会社の料金は、適正に設定されているのか、それがコストとするのに適切なのか、そこら辺は基本的にしっかり見なければいけないと思います。オプテージのほうで、送電部門に対して請求している各種費用の正当性をどのように確認しているのかというのは、これがアームズ・レングスの関係にある会社が請求する場合に比べると、このような形でやるときには、相互内部補助がないのか精査が必要かと思います。その金額の妥当性の検証の中で、その他の部門とコストの付け替えがないのか、コスト配分の在り方、この辺の説明をきちっと求めていただければと思います。基本的に、事務局のおっしゃったとおり、この辺も含めて、もう少し研究していただければと思います。よろしくお願いします。

○山内座長　　ありがとうございます。オプテージとの関係ですね。それは少し注意を払ってという御意見で、何かありますか。そういう御意見ということでよろしいですか。

○鍋島ＮＷ事業監視課長　　はい。

○山内座長　　ありがとうございます。

　ほかにいかがでしょうか。

　圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員　　圓尾です。聞こえますでしょうか。

○山内座長　　聞こえております。

○圓尾委員　　私も、松村先生がおっしゃったことは本当にごもっともだと思いまして、この両者は、クラウド化や外部委託でコストが下がる、効率化が進むのは当然認めなければいけないのが大前提だと思うのですが、こういうことをやった会社がマイナス査定を受けるから、査定があった後で補正してほしいと言ってくる。それはそれでいいとしても、逆を考えると、効率化を進めていないところがメリットを受けるような制度がベースとして残ることになります。こういう細かい補正を認める場合に、遅れているところの査定を取り逃してしまうところを制度的にどう埋めていくのかも一緒に考えないと、まさに松村先生が言われたように、何かゆがんでしまうというか、後から言った者勝ちになる気もします。事務局が提案されているとおり、もうちょっと細かく、これは全体像がどうなのかをきちっと精査することはもちろん大事で、プラスアルファ、制度として穴が空いているところを、今後、第２規制期間に向けて、どう埋めていくかを同時に考えなければいけないと思いました。

　以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。ということで、これも御意見で、事務局のほうで整理していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

ほかに委員の方がいらっしゃらなければ、寺町オブザーバーというか、関西電力の寺町様からお話を。では、寺町さん、どうぞ。

○寺町オブザーバー　　寺町でございます。ほかの委員の先生から御発言がないということで、発言させていただきます。

先ほど、松村委員から、私どもの訴求のタイミングがどうなのかという話と、もう一つ、ＡとＢがあって、例えばＢが非効率だとして低い評価を受けたとしても、Ａを下げたことによってＡが高く評価されているのであれば、結果的にキャンセルされている点をどう考えるのかというお話、２点、御指摘いただきました。１つ目のタイミングの問題につきましては、我々は過去からも本件を懸念しておりましたので、これまでも意見を申し上げてきた結果が、13スライドにありますような、「別途、査定を行う」という記載に繋がっているのかなと私どもは理解しておりましたし、また、８月29日の料金制度専門会合の場でも、通信設備外部化影響については「御議論よろしくお願いしたい」ということは私から申し上げさせていただいたと思ってございます。

もう一つ、Ａが下がったことによって、それが高く評価を受けていたのではないのかという御指摘は、そういったケースもあろうかと思いますが、私どものケースに関しては、Ａに該当する費用は制御不能費用でございますので、これについては有利に働いているわけではないと理解しておりますので、その辺を御勘案いただいて、御検討いただければと思ってございます。

以上でございます。

○山内座長　　一つの御回答ということでよろしいですかね。

ほかにいかがでしょうか。

今の点も含めて、事務局にまた具体的に詳細を御検討いただくということになると思います。

そのほか、いかがですか。

では、２つ目の議題、ＣＡＰＥＸのほうの無電柱化について御意見を伺います。特に東京電力のほうで、東京都の計画との関係で、いろいろな御指摘があったということですが、いかがでしょうか。

レベニューキャップの詳細設計をしているときに、無電柱化を国として進めるという方針が出て、それをここに反映させたのがこの形で、資料４のところでも、無電柱化について、後からいろいろ議論するような規定になっているので、そういう関係だと思います。ああ、これですね。５ページ。これはなかなか複雑な話なのであれなのですがね。

事務局の結論的には32ページですかね。あ、ごめんなさい。今のところは、22ページのところにあるような結論ということであります。

華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員　ボストンコンサルティングの華表です。聞こえますでしょうか。

○山内座長　聞こえております。

○華表委員　ありがとうございます。御指摘のとおり、少し複雑な内容ですので、フルに理解できているかどうか分からないところもあるのですが、無電柱化ということで、どこでやるかによってコストのばらつきも大きいでしょうし、そういった不確実なところもある中で言うと、今回、事務局から御提案いただいたとおり、結局、事後に調整するというのが一番適切ではないかなと思いましたので、結論としては、事務局から頂いたあの案に賛成します。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

では、よろしいでしょうかね。

そうすると、議題の１のほうは、先ほど申し上げましたように、もう少し精査してというのが事務局の御提案でありました。それでほとんどの方に御賛成いただいて、そのときの留意点といいますか、注意すべき点について御指摘いただいて、これについては事務局のほうで整理していただいて、まさにその方向でやっていただくということかと思います。

議題２のＣＡＰＥＸの無電柱化については、基本的に事務局の御提案というか、これも非常に複雑なので、もちろん精査が必要かもしれませんが、取りあえず、この方向でお願いするということで、皆さんの御同意を得られたと思っております。

ありがとうございます。

それでは、議事を進めます。

議題３、その他費用の検証結果、議題４、制御不能費用の検証結果を併せて御説明いただいて、議論ということにさせていただこうと思います。

それでは、資料５、議題３について御説明をお願いいたします。

○鍋島ＮＷ事業監視課長　　それでは、資料５について御説明いたします。

２ページ目ですけれども、本日の検証内容ですが、その他費用のうちの託送料につきまして、検証結果を御報告いたします。

３ページ目ですが、その他費用全体につきましては、異常値の有無を確認するというのが主な査定の視点でございますが、４ページ目、託送料につきましては、以前の議論では、一般送配電事業者が送配電の設備を使用する場合の託送料につきまして、契約内容が効率化等を加味したものとなっているかについて検証を行うとなっております。

５ページは、審査要領の抜粋ですが、ここにも託送料に関する規定がございまして、託送契約の諸元となる各費用について、重点的に検証を行うといったことになっております。

７ページ目は、託送料の全体概要になっておりまして、ここに掲げられたような数値が託送料として計上されておりますが、下の表のところが電源開発送変電ネットワーク分で、ほとんどのところが電源開発送変電ネットワークとの契約に係るものになります。

８ページ目以降は、電発ネットワークの託送料の検証ですが、９ページは、中間とりまとめの内容で、繰り返しになりますけれども、託送料についても個別査定を行うとしております。

10ページですが、そのように審査要領等に書いてありますが、まず、一般論的なところを書かせていただいております。

託送料のうち、電源開発送変電ネットワークと各一般送配電事業者との託送契約に係る費用は、民間同士の契約から発生する費用であるというのがまず基本的な状況でございますと。

ただ、そういう民間同士の契約ではあるのですが、一般送配電事業者の送配電費用の一部を構成するもの、かつ、電源開発送変電ネットワークは、我が国の系統ネットワークの重要な一部を担う送電事業者ということなので、費用について一定の効率化を求めることが適当と。

今回の一連の議論は、レベニューキャップ制ということで、託送料金ということですので、先々、各一般送配電事業者から申請が上がってきたり、承認をしたり、認可をしたりということであるのですが、電源開発送変電ネットワークは、本日、オブザーバーで来ていただいてはいますけれども、直接の審査の対象ではないのですが、ただ、効率化を求めることが適当と考えて、一般送配電事業者の各社の託送契約の収入の見通しに入っている費用について検証を行うということになっております。

この検証なのですが、電源開発の契約に係る費用等々は、今、レベニューキャップの制度でいろいろ検証している費用と構造もかなり違っていますし、規制も違うということで、平仄をそろえるとか、数値の精緻化を行うのは非常に時間がかかるということで、第１規制期間については、まずということで、事業報酬率と効率化係数の適用について検討させていただくということにしたいと考えております。

11ページは、送電事業者と一般送配電事業者の事業構造の比較ということですが、真ん中の列の一般送配電事業者はなじみがあるといいますか、送電線も持っています。変電所もいろいろあり、配電設備を持っている。それから、接続供給で調整とか、系統運用とかいろいろやっていらっしゃる。そして国による認可料金で、約款を決めまして、系統利用者がお金を徴収するというものになっています。

送電事業者（電源開発送変電ネットワーク）の場合は、これは電源開発送変電ネットワークという会社の説明にもなるかもしれませんが、持っていらっしゃる送電線はほぼ特別高圧のみ。変電所は４か所、交直変換装置などを持たれています。交直変換装置ということですから、やや特殊な設備が多いということもあります。

事業形態ですが、一般送配電事業者といろいろ協議して、料金を設定している。

規制ですが、国に対しては、民民契約を結んだ上で、届出料金ということで、国が届出を受けますけれども、直接的に何か認可をするというわけではないということであります。

12ページですが、電源開発送変電ネットワークと一般送配電事業者の費用を比較しますと、電源開発送変電ネットワークのほうが、経費率がやや高いという傾向がございます。それは、送電、変電、どちらもであります。機器も違うし、年数とか古いかどうかなどにもよるとは思いますが、こういうデータが出ております。

13ページですけれども、まず、事業報酬率でございますが、現行の電源開発送変電ネットワークの事業報酬率は、いろいろな契約形態があるのですけれども、平均では2.76％ということでございます。

一方で、一般送配電事業者の託送料金の中の事業報酬率は1.5％ということで、以前、御議論いただいたということで、そこの下の表に書いてあるとおりであります。

14ページですが、これについて、電源開発送変電ネットワークの契約の事業報酬率をどうするかということが論点になると考えておりますが、まず、電源開発のグループ会社、会社全体として、同じようにβ値やリスクプレミアムを計算するとどうなるかということで算定しますと、これは、（Ｂ）に書いてありますが、2.8％になります。

先ほども申し上げたとおり、一般送配電事業者は1.5％で、この1.5％、2.8％、どのような数字にするかということでありますが、いろいろな見方があると思いまして、まず、一般送配電事業者と同じような事業をしているので、同じということもあるかもしれませんし、電源開発という会社であるからということで、2.8％ということもあるかもしれませんし、一般送配電事業者は今レベニューキャップをやっていますが、何か事業リスクがあった場合、予想外のことがあれば事後調整ができたり、託送料金の申請ができたり、いろいろな要素がありまして、この精緻化を行うためには、非常に子細な検討が必要だと思いますが、御提案は、第１規制期間については、（A）と（B）の中間値である2.2％としてはどうかというものでございます。

15ページで、先ほど、電発ネットワークの契約はいろいろあると申し上げましたが、大きく分けて、フラット型の契約と逓減型の契約という２種類のタイプがございまして、フラット型の契約が※１でありますけれども、基本的に、運転開始時におけるいろいろな費用を基に算定した減価償却、基本的に据え置く固定料金制度というものです。逓減型の契約は、その都度、諸元を見直すというものであります。その都度、諸元を見直すというものについては、事業報酬率は現時点で1.9％になっているということでして、2.2％という議論は、フラット型の契約、昔、送電線をつくったときに、これで30年やりますみたいな契約の事業報酬率に適用するものであります。これは今、基本的には３％で置いていて、３％というのは、一体会社のときの事業報酬率のようなものでありますが、これは３％、一部の新規契約は1.9％になっている。フラット型について、2.2％に見直すという提案でございます。見直すということで、一般送配電事業者の料金を計算し、かつ、電源開発送変電ネットワークと契約の見直し協議を行っていただくという御提案です。

16ページですが、効率化係数の論点かと思っておりまして、一般送配電事業者の費用には効率化係数を適用しております。

電源開発についてはどのようにするかということですが、関連上、同じような水準の効率化を求めるということで差し支えないのではないかと考えております。

具体的には、18ページですが、電源開発の契約にいろいろ付いている各費用の諸元を見ますと、人件費、雑給等々のものについては、一般送配電事業者における効率化係数対象費用のように思われ、これが全体の70％程度を占めているということなので、託送料金全体の70％を対象とし、効率化係数を掛けるということでいいのではないかと考えております。

そうしますと、19ページ、事務局提案のとおりやるとすればですが、規制期間平均で4.25％、託送料は下がるということになります。事業報酬率は、現行の平均2.76％から2.13％に下がるということになります。なお、この中には効率化係数も掛け合わせられていますので、その要素も含まれております。

以上が御提案です。

20ページ以降は、その他の託送料ですが、一送間の融通とかいろいろあるのですけれども、基本的には直近の契約により見積もっていることを、事務局において確認しております。

こちらの資料は以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

諸元の中の託送料金をどのように放り込むかという非常に複雑な話であるのですが、これについては、今、御説明があったように、ほとんどが一送から電源開発送変電ネットワークへの支払いということで、そちらのほうのコストの話をしているわけで、そちらのほうの会社の山崎様から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山崎オブザーバー　　電源開発送変電ネットワークの山崎です。聞こえておりますでしょうか。

○山内座長　　聞こえています。

○山崎オブザーバー　　本日は、発言の機会を頂いて、ありがとうございます。

今の事務局の説明を聞きまして、簡単に３点ほど。

弊社は送電事業者ということでございますが、持っている設備につきましては、送電線、変電所があるわけですが、比較的古い設備が多くて、例えば、60年以上たつような送電線も数多くあって、維持費も最近増えている傾向などもあって、保守などで苦労しているといった面がございます。

しかしながら、今回の託送料金制度改革の趣旨を踏まえて、弊社としてもしっかりと効率化に取り組んでまいろうと考えております。

２つ目といたしましては、これから議論があるわけですが、今後、弊社の契約の改定に当たっては、本日の査定の結果に沿って、それぞれの一般送配電事業者様と真摯に協議してまいりたいと考えております。

最後に、スライドの12の中で、弊社の年経費は、一般送配電事業者様の平均と比較して同水準または割高と書かれておりますが、スライドの11にも整理されておりますが、弊社

と一般送配電事業者様との間では、事業構造の違いがあったり、また、最初に申し上げたように、古い設備が比較的多いといったことがあって、費用比較はなかなか単純にはできない面があるということを申し添えさせていただければと思います。

私からは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

これで議題の３ということでよろしいですかね。

それでは、議題の４も一緒にやりたいと思いますので、議題の４、資料６の御説明をお願いいたします。

○鍋島ＮＷ事業監視課長　　では、資料６について御説明いたします。

２ページ目ですが、制御不能費用のうち、積み残しとなっていたＰＣＢ処理費用につきまして、更に調べた結果がございますので、御確認いただいて、御議論いただければと思います。

前回までの積み残しということですが、４ページということで、ＰＣＢ処理費用の審査要領等々ですけれども、ＰＣＢについては、各一送の具体的な計画に基づき、妥当な金額になっていることを審査するといったことになっておりました。

５ページ目ですが、第18回の専門会合では、委員の先生方からいろいろな御意見を頂いておりまして、例えば、資産除去債務という形で計上されているのかという話とか、各監査法人等と相談した上で、判明したときに費用を処理しているのかとか、ＰＣＢ処理に係る引当金は超過利潤から引かれているのかとか、引き当て済み会社と未引き当て会社の間の不平等や公正性はどうなのかとか、規制期間の中で、追加的に負担する要素ではないのではないかといった御意見を頂いたところです。

６ページ目ですが、事務局においては、いろいろな角度から各事業者の状況をヒアリングし、調べたところです。実際、ＰＣＢの高濃度・低濃度、使用済み・使用中、分析・処理運搬、いろいろな区分けの仕方がありますが、それぞれ引当状況を確認しますと、低濃度ＰＣＢに関しまして、各事業者さんで引当状況に差異があったことを確認いたしました。

低濃度ＰＣＢに関しまして、各事業者において、資産除去債務の計上は行っていないということでありましたが、既に撤去したものを使用しているもの、これからのものに関しまして、いずれも監査法人と協議の上、速やかに、見積り可能になり次第、引き当て等の適切な対応を行っていると確認いたしました。

以前、御指摘いただいた点で、過去の料金審査におきましては、原価算定期間において

ＰＣＢ処理費用の発生が見込まれれば、審査の上で算入するということにしておりました。これは引き当てもそうですが、そういうものが見込まれれば算入するとしておりました。

実績費用、あるいは、何か見積りが可能になって、引き当てになったときもそうですが、これらは超過利潤から控除するといったことになっておりました。

ということで、その都度、その都度、見積りが可能になり次第、原価にも入れていた、あるいは引き当てもしてきた等々でございますので、現時点で規制期間中に発生することが見込まれる費用につきましては、算入を認めるということとしてはどうかと考えております。

下の※に幾つか小さな字で書いてございますが、北海道につきまして、ＯＰＥＸ算入分を振り替える。東北については数値を修正する。東北・中部については、過年度の引き当て済み額が規制期間中の見積りに含まれていた。これは控除ということにさせていただくとして、このように、発生が見込まれる費用の算入を認めるということでいいのではないかと考えます。

一方で、見積値として収入の見通しに含めるとしても、実績値を踏まえて、乖離があったら事後調整をすることになっておりますが、実績費用の適切化については、十分に検証することが必要ではないかと考えております。

７ページは、この数字が載せてあります。

資料６の説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

議題の３番目、その他費用の検証の託送料は、さっき御説明したとおりで、電源開発の支払額をどのように設定するかという御提案で、結論的には、電源開発は基本的に届出の料金なので、我々が何かすることはないのだけれども、一送さんの料金査定の中で、それについても言及をして、何らかの措置を取ってもらうということですね。

これは19ページですかね、結論的に言うと、こういう形でどうかという話で、これを前提にして、これは民民の契約なので、一送さんと電発の間で話し合っていただくということです。

ＰＣＢについては、６ページ目の一番下のところで、もともとこれは、規制期間中に発生するものとして費用を見ていたのだから、そういう形で費用を見たらどうかというのが御提案で、ただし、実績との乖離については、十分注意を払って検証するという御提案になります。

これについていかがでございましょうか。御質問あるいは御意見があれば伺います。

その他の託送料はなかなか複雑なやり方でありますが、これは基本的に、効率化係数との組合せの中で、こういう形でしたらどうかということで、電発さんも、そういう形で結構ですというお話を先ほど頂いたところであります。

松村委員、どうぞ。

○松村委員　託送料のほうに関してです。私は、電発の事業報酬率に関する提案は納得できません。理屈に合わないと思うのです。ここで出てきているのは、親会社のβ値を参照して2.8を出し、本来あるべきというか、1.5との間を取って2.2にするというのですが、この理屈はすごく変だと思います。もしそんなことを言い出すのであれば、例えば、送配電、ネットワーク会社でも、親会社があって、その親会社のβ値を持ってきて、1.5との間を取るのかという発想はもちろんしない。親会社と子会社の規模の大きさなどを考えれば、電発の発電事業、あるいは海外事業のウエートは、ほかの旧一般電気事業者の関係に比べても決して小さくないと思うので、そのβ値を持ってきて、中間を取るのは理屈に合わないと思います。これは、託送制度の事業報酬率を決める決め方の根本的な発想に反するような気がして、私は、これは理解しかねるし、もちろん賛成とは言いかねます。

ただ、いろいろな事情があるので、これで1.5とされてしまうと、長期にならしてという契約になっているもので、本来、コストに見合う格好で回収していたとすれば、もっとたくさん回収し、後半、少なくなっているはずのところで、フラットにした結果として、後半、事業報酬率が下がってしまうことになると、そのもともとの契約の趣旨に反するのではないかという観点からは、単純に1.5とするのはとても不公平で問題があることは一定程度理解しました。もしそうだとすれば、電発の契約については、事業報酬率1.9を暫定的に次の５年間継続する、1.9より高いものは1.5ではなく1.9まで下げるのにとどめる、という発想であれば、まだ理解は可能なのですが、少なくとも、親会社のβ値を持ってきて間を取るというのは、私は理屈として納得できません。

以上です。

○山内座長　ありがとうございました。

これについていかがですか。

圓尾委員も同じ点の御指摘ですか。

○圓尾委員　一緒です。このβ値は、Ｊ－ＰＯＷＥＲさんの場合だと、特に石炭とかカーボンニュートラルの問題で投資家の思いが相当ぶれましたので、発電部門の影響をかな

り受けていると思います。だから、理屈で考えるのであれば、一送と同じβ値を使う。違うところがあるとすれば、鍋島課長の御説明にもありましたが、ここは民民の契約になっているリスクが違うという程度だと思うので、0.75を使うと大きく出過ぎてしまうかなと。

だから、私も、松村先生がおっしゃったように、とはいえ、長期安定的にとスタートした契約が崩れてしまうのも困る部分があるだろうからと考えると、これは間を取って2.2というよりは、１対３とか、１対２とか、中間を取るにしても、もうちょっと1.5に寄せたところで考えないといけないのではないかなと思っていました。ということと、これは山崎さんにお答えいただけるのであればなのですが、15ページで、２つの型の契約があるという話がありました。これはどういう使い分けなのかを教えていただきたい。数年で減価償却が落ちていくようなものは２で、コストが十分安定的になったものは１で、フラット型になっているのかなと思っていたのですが、そうであれば、事業報酬のところは、金利低下の情勢を踏まえて、一送と同じレベルに落としてもいいのかなと思っていたのです。このような契約の使い分けをしているのだということも、我々が考える上でヒントになればと思いますので、教えていただければありがたいです。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、電発ネットワークの山崎さんから、今の点について御説明いただければと思います。

○山崎オブザーバー　電源開発ネットワークの山崎でございます。

今の圓尾委員からの御質問ですが、弊社の契約に関しましては、もともとフラット契約が非常に多くて、これは、地点ごと、プロジェクトごとに料金を設定する方法として、運転開始時点のＯＭ費、定額制の減価償却費、建設費に設定報酬額を掛けたものを原価とする。これを以降、据え置くという固定型の料金方式としてつくってきたものです。これは、プロジェクト単体では運開当初は赤字なのだけれども、後年度、黒字になるという構造もありまして、昔、大規模で巨額の電源や送変電設備の開発が日本各地で行われていた時代に、料金の長期安定を図ろうという目的で、このような料金制度にしてきたという経緯があります。

一方で、簿価逓減型に関しましては、設備を造ったものの、まだ技術的に成熟していないような設備、例えば、昔の周波数変換設備を造ったときなどがまさにそれに当たるわけですが、そういった設備につきましては、設備を造ってから、長期安定的に費用をずっと

維持していくということよりも、途中で設備を取り替えていくというリスクのほうが大きくなるといった面もあって、その観点で、途中、途中でフレキシブルに料金を変えていくことのできる方式として簿価逓減型の方式があって、以降、弊社は様々な設備を持っておりますが、契約先でございます一般送配電事業者様と協議をしていった中で、使い分けといいますか、料金の方式が決まっていったという経緯がございます。

○山内座長　　ありがとうございます。

そういったことを前提として、事務局として、今のお二方の御指摘について、どのように考えましょうか。

○鍋島ＮＷ事業監視課長　　御指摘いただきましたので、事務局でも少し考えたいと思いますが、電源開発の親会社と一般送配電事業者の中間値というところで、理由づけが曖昧だったかもしれませんが、ただ、事業報酬率の場合は、どういう値であるべきかといいますか、それで調達できないコストとか、そういうことでもよくないところもありまして、現に、この表でもありますけれども、電源開発のほうがリスクプレミアムを持っているといったこともございますので、どういった数値が適切なのか、この表をもう少し詳しくして、判断材料みたいなもの、手がかりみたいなものを考えるということを、事務局のほうでもう少し続けてみたいと思います。

なお、親会社のところですが、（A）の1.5%についても、このβ値は震災前の各一体会社のβ値を使っている。これは、一般送配電事業はそういうものかな、震災前のものと同じようなものかなということで、そういうものの代替変数として、震災前の５年間のものを使っていました。

電源開発の震災前の５年間のβ値を使うとか、やり方はいろいろあると思います。あるいは、（A）の値は、β値は0.42を使って、リスクプレミアムは0.84を使うとか、いろいろなバリエーションがあると思うのですが、いろいろな提案とか、損得というか、特色といいますか、そういうものをお示しして、また御議論いただくということかなと考えました。

○山内座長　　そうですね。ありがとうございました。

単純に1.5と2.8というのはなかなか厳しいかなという感じで、基本的には、さっき松村さんがおっしゃった、一送の場合、βが0.42で、電発の場合には0.75で、事業構成というか、ポートフォリオは違いますよねということだと思うのですね。

電発の場合には、リスク的な投資も多いから、それでβが高くなっているという面もあ

るのではないかということだとすると、一つの考え方としては、事業ポートフォリオの比率などを勘案しながら、（A）と（B）の、さっきの圓尾さんの――あ、ごめんなさい。言い忘れたけれども、安念さんがおっしゃるような形の平均はあり得るかなと、今聞いていて思った。

安念先生、どうぞ。

○安念委員　　いや、大体先生方に言われてしまったのですが、先ほどの、電発の場合、親会社のβ値というのはおかしいのではないかということとの関連では、鍋島課長がおっしゃったように、一送についても親会社のβ値を取っているわけですけれども、恐らく違いがあるとすれば、震災前という旧一電の経営が盤石だったときのβ値と、さっき圓尾先生もおっしゃったけれども、石炭がモクモク煙を出していたら相当リスクだよねというときのβ値とでは、少なくとも皮膚感覚は大分違うのではないかというのは、私はもっともだろうと思いましたが、親会社であるという点では共通しているのではないかなと思って伺っておりました。

もう一つ、これは極めて法律学的な発想なのですが、送電事業者である電発と一般送配電事業者との間では、法律の立てつけが相当違っていることは認識しておく必要があるのでないかと思って伺っておりました。

といいますのは、送電事業者には一送の規定、電気事業法上の規定の多くが準用されているのですが、その中で、一送には、託送料金の認可の要件として、適正原価プラス適正利潤であることがいわば強制されているわけですけれども、その規定の準用は、たしか送電事業者にはないのだと思います。

そのことは何を意味しているかというと、法律上の立てつけとしては、一送には、妙な言い方なのですが、倒産することが許されない、是が非でも存続させるのだという法律の立法者の意志があるけれども、送電事業者についてはそこまでではなくて、確かに参入も退出も許可制で、厳格な規制はされているのですが、一送に比べると、経営はオウンリスクでやってくれという色彩のものであるという仕組みになっているのだと私は認識しております。

したがって、2.8という数字、あるいは2.2という数字そのものが正しいかどうかということについては、先ほどの両先生の御議論があるのは当然と思いますか、一送に比べて、事業報酬率が高めに出るということ自体は、格別おかしいことではないのではないかと感じました。

以上です。

○山内座長　　なるほど。ありがとうございます。

今、基本的に事業報酬率は考えましょうと言って、その基になるというか、ベースになるようなものをどのように取ろうかというのが14ページの資料の情報で、これをまたいろいろ考えながらというか、契約に従ってとかいろいろやりながら、もう一つは、効率化係数を掛けるようなことをして、最終的な出来上がりになってくるのだけれども、14ページ以外のところで、何か御指摘とかありますか。

もし、それ以外のところで御異存がないとすると、14ページのベースになるような事業報酬率の考え方について――あ、中部電力パワーグリッドの山本様、どうぞ。

○山本オブザーバー　　中部電力パワーグリッドの山本でございます。

これ以外とおっしゃられたので、オブザーバーなのですが、よろしいですか。

○山内座長　　どうぞ。

○山本オブザーバー　　託送料については、この審査で決めていただくのであれば、それにのっとって、今後、電発さんとしっかり協議していきたいなと思うのですが、ただ、今後協議していく上で、この場を借りて、まず、電発さんに２つ、お願いがあります。

１点目は、事業報酬率も効率化係数も、これらを乗じる基となる数字、これは設備投資であったり、費用であったりということなのですが、この妥当性を我々事業者は確認しなくてはいけないと思っておりますので、例えば、我々が監視等委員会さんにお出ししているレベル感の内訳とか、データを私どもにしっかり開示いただきたいなというお願いです。

２つ目としては、先ほど、フラット型の契約という記載もありましたが、これは運転開始時における原価総額を基本的に据え置く固定料金ということなのですけれども、今もこういう契約が残っている。この契約は、情勢変化を踏まえながら、定期的に原価を洗い替えしていくという今の託送制度と大きく異なるものですから、我々がステークホルダーに対して、しっかり説明責任を果たしていく観点からも、こういう契約の在り方、見直しについて、電発さんと協議させていただきたいなと思っております。

以上２点、よろしくお願いいたします。

○山内座長　　これは電発さんとの間の交渉ということで、基本的に民民の関係なので、ここで何か決めるということではないのですが、今の全体的な情勢からすれば、電発さんに御協力をお願いするぐらいの感じかなと思います。

14ページ以外の仕組みというか、あるいは、効率化係数をどのように掛けるかといった

ことについて、何かありますか。

では、その他費用の検証結果、託送料については、14ページのベースとなるような報酬率について、少し考えを及ぼしていただいて、ただ、松村先生も、圓尾先生も、安念先生も非常に重要な御指摘だったと思いますので、それを勘案して、理屈のつけようだと言うと変だけれども、そういう事業報酬率の決め方を少し考えていただき、具体的にどうやってやるのかというのは、数字というか、事業ポートフォリオをどのようにウエートづけするかによって変わってくるのでちょっとあれですが、電発のネットワークのポートフォリオが小さいと2.8に近づいてしまうものですから、それでいいのかなという感じもしますが。いや、逆になるのか。まあ、いいです。それをやってみてくださいということです。それは一つの考え方です。

というところで、皆様、よろしいですかね。

圓尾さん。

○圓尾委員　　すみません。１点だけ、14ページの観点で付け加えておきたいと思うのですが、さっきの鍋島課長の説明の中にも、資金調達もちゃんとできなくてはいけないのでというお話があって、ごもっともなのですが、ただ、今のところ、東電ＰＧは若干違いますが、電発さんにしても、旧一電にしても、基本的に、発電もネットワークもまとめて資金調達をやっているのです。そうすると、投資家からすると、いわゆる総括原価主義で守られたネットワークビジネスだけではなくて、リスクのある発電ビジネスも込みで金利を考えていく、株価も考えていく。その結果がこのβ値やリスクプレミアムであるわけで、我々、一送の事業報酬率をどう設定するかということで、震災前の５年を取ったときの理屈がまさにそうでしたが、安定的な法律に守られたネットワーク部門にふさわしい、もっと言うと、ネットワーク部門に限定した資金調達をしたときに、どのくらいの金利になるのだろうか、どのくらいのリスクになるのだろうかということを考えて、査定に織り込んでいかなくてはいけないと思うのです。本当は、ネットワーク部門が独自に資金調達をしてくれていれば、もしくは独自に株を上場してくれていれば、それを当てにできるわけですが、ないので、仕方なしに震災前の５年を取ったというのが経緯で、それと比べて、Ｊ－ＰＯＷＥＲさんの直近５年を取ってしまうと、乖離が大きいのではないか。資金調達も、ネットワーク部門に限定してしまうような形で調達したときに、どうなのだろうかというのは解がないので、いかに近いものを我々で考えて、編み出していくかが大事なのだと思います。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

あえてちょっと混乱させたか分からないけれども、ＣＡＰＥＸ？のβ値を計算するのは、むしろ株価が前提なのだけれども、ものすごく前提条件を置くと、収入ベースで計算できないこともないと思うのですね。あまり余計なことを……。

山崎さん、どうぞ。

○山崎オブザーバー　　電源開発送変電ネットワークの山崎でございます。

今、事業報酬率に関係するところで話が出ていたわけですが、これまでの御議論の中でもありましたけれども、一般送配電事業者様と送電事業者に関しましては、成り立ちや事業構造等の違いもある中で、全く同じ事業リスクかというと、そこは違うところがあるかなと思っておりまして、例えばですけれども、スライドの11などにあるように、設備を新しく設置する、あるいは設備を廃止するようなところについて、私ども送電事業者に関しましては、常にほかの一般送配電事業者様や送電事業者様と代替され得るような立場にあったりするなど、そういうところでの事業のリスクの違いということを踏まえて御検討いただければと思っております。

○山内座長　　ありがとうございます。先ほどの議論で、事業ポートフォリオの話もあり、ただ、事業の内容自体もあるので、それに従って、必要な事業報酬率も違ってくるのではないかという御指摘かと思いますが。

さっき、ちょっと言いかけたのですが、混乱してしまうから聞き流してもらいたいと思うのですけれども、海外の事例などで、β値、株価が分からないときに、収入の安定性みたいなものから測った事例はないこともないです。ただ、前提条件が非常に厳しいので、当てはまるかどうかとも思うのですがね。

ほかにいらっしゃいますかね。

ということで、結論的に言うと、基本的には、14ページのところのベースになるような報酬率をどのようにするかというのを再考いただくと。

山崎さん、どうぞ。

○山崎オブザーバー　　度々申し訳ございません。電源開発送変電ネットワークの山崎でございます。

この後の議論の参考になるかどうか分からないのですが、私ども、今日のこの案を見させていただいたとき、一つ、こういう見方もできるのかなと受け止めましたのは、今般、

一般送配電事業者様の事業報酬率が1.9％から1.5％に約２割下がった。こういう効率化が皆様に求められているのだという中で、今回の案につきましては、スライドの19にありますように、弊社の契約は、全体的に、2.76％から2.1％へと23％ぐらいの減になっている。こういう観点から見ると、今回、私どもは、効率化係数と同じように、一般送配電事業者様とおおむね同じ水準での効率化努力が求められていると受け止めた。こういう見方も一つできるのかなと思いました。そうしたことを申し添えたいと思います。

○山内座長　　ありがとうございます。出来上がりとして、そのくらいのレベル感ですか、水準感はどうかということですね。

ほかにいかがですかね。

よろしいですかね。

何度も言いますが、14ページのところを見直して、全体像はどのようになるかというのを計算していただく。

14ページのベースの報酬率については、ちゃんと皆さんの御意見を入れて、何か理屈といいますか、そういったものに沿ったものになるべくしていただくということですかね。

ありがとうございます。

資料６、ＰＣＢについては、結論的には、さっき言いましたが、基本的には、規制期間中に発生することが見込まれる費用の算入については見てあげましょうと。ただ、実績との乖離については、ちゃんと検証していきましょうというのが事務局の御提案です。

よろしいですかね。

そうすると、議題４については、事務局の方針で――男澤さん、どうぞ。

○男澤委員　　失礼いたしました。会計処理上のことで過去に発言したことがあったので手を挙げましたが、事務局の整理に賛同いたします。

会計処理上は幅も認められる中で、過去においても各社、適切な会計処理を実施されていたところ、引き当て済みの一般送配電事業者については、過去の託送原価に引き当て済みの費用を算入していたということを考えますと、これまで引き当てを行っていなかった部分について、規制期間中に発生することが見込まれるよう算入するということは妥当な整理と考えます。

一方で、事後調整のほうで、実績費用の適切性をしっかりと検証していただくということで、事務局の案に賛同いたします。

また、このように、引き当てているか、引き当てていないか、会計処理の相違というこ

とに関連して申し上げますと、話がちょっと飛びますが、資料３のところで、実態に伴ってということでございますが、会計処理上、関西電力送配電さんからの申出の妥当性というところで、ＣＡＰＥＸに計上されるか、ＯＰＥＸになるかみたいなところがあったかと思います。こういったものに関しては、非常に難しいところでございますが、会計士の立場としては、適切な会計処理を実施した上で、その結果として、各社の公平性が保たれるような形で整理をしていければと思うところがございます。会計処理がビジネスを制約するようなことがないようにとは、ふだんの業務でも思うところでございますので、事務局からも御提案がありましたとおり、申出の妥当性について、他社における水準との比較等を丁寧にしていただいた上で、追加の検証をしていただければと思います。

資料３にも言及する形で申し訳ございませんが、以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。重要な御指摘を頂いたと思っております。資料３のこれからの、もう少し追加的な検証についてということで、検証していただきましたが、更に加えて、今のことがあるのかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員　　すみません。これで終わりだと思って、ＰＣＢ以外の発言なのですが、してもいいですか。

○山内座長　　どうぞ。

○松村委員　　すみません。もっと前に言うべきだったのに、戻ってすみません。

最初に議論した点なのですが、関西電力の御主張は全くもっともだと思いました。したがって、これから精査するということになると思います。

ただ、そのときにぜひ考えていただきたいのは、減価償却費は制御不能費用と位置づけることについて、私は、かなり早い段階でというか、それこそ予備的な、これで良いと決まる前の段階で懸念を申し上げました。今回、新たに全く別の視点で、減価償却費自体もある意味で、行動によって変わる面があることを、関西電力からかなり明らかに言っていただいたということだと思います。本来なら外に出したほうがいい不必要な資産をスリム化しないことによって、コストが増えていることがあり得ることを具体的な実例で示していただいた。それはとても重要なことだということであれば、第２規制期間には、もう一度、減価償却費は本当に制御不能費用と位置づけていいのかという点をぜひ御議論いただきたい。

今回の関西電力の提案を受けて、復活を認めるけれども、今の点は議論しない、この点改善しないということだとすると、まさにいいとこ取りということになるのだと思います。減価償却費全般に関する大問題は言っていないのだと、関西電力はひょっとして言うかもしれませんが、そうだとすればまさにそれがいいとこ取りということだと思いますので、もし認めるとするならば、第２規制期間に向けて、そちらもちゃんと議論し改善することを確保することとセットで復活させていただきたい。

以上です。

○山内座長　ありがとうございました。これも留意点ということでテークノートしていただければと思いますが、一方で、オフバランス・オンバランスの問題は経営上の問題でもあるわけで、そこのところはなかなか難しいところがあるかなと思いますけれども、今の御指摘は、確かにそういう見方もできるということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この辺で終わりたいと思いますが、先ほど申し上げたように、後半の２つの議題について、託送料については、報酬率のところを見直していただく。ＰＣＢの処理については、事務局の御提案どおり処理していただくということにしたいと思います。

以上で、予定した議事は終了ということになります。

それでは、以下の進行は事務局でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○鍋島ＮＷ事業監視課長　本日の議事録につきましては、案ができ次第、送付させていただきますので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第22回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。

本日は、ありがとうございました。

――了――